

BE KOBE

**令和 8 年度
国家予算に対する提案・要望
(都市局関係抜粋版)**



神戸市

提案・要望項目

| 重点項目

1. 神戸空港の国際化を契機とした取組みの推進
2. 広域交通結節機能の強化
3. 都心・三宮再整備等の推進 1
4. 神戸医療産業都市・新産業の推進
5. グリーントランスフォーメーション（GX）の推進
6. 安全・安心なまちづくりの推進 5
7. 子育て・教育環境の充実
8. 保健・福祉・医療の充実
9. 地方創生の推進

| その他項目

1. まちの活力の創出 8
2. デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
3. 安全・安心なまちづくりの推進
4. 子育て・教育環境の充実
5. 保健・福祉・医療の充実
6. 多文化共生の推進

重点項目

国家予算に対する提案・要望
令和8年度 神戸市

3. 都心・三宮再整備等の推進

3-1. 都心・三宮再整備の推進

※総務省、財務省、国土交通省

1) 三宮周辺地区の再整備に対する支援

○ 神戸三宮駅交通ターミナル整備事業に対する事業費の確保

- ・雲井通5丁目地区の市街地再開発事業の中で整備される新バスターミナル（Ⅰ期）整備を遅滞なく進めていくための事業費を引き続き確保すること
- ・新バスターミナル（Ⅰ期）と連携した国道2号の道路空間再編の取組みを着実に推進すること

（参考）【新たなバスターミナル（Ⅰ期）整備 経緯】

令和2年3月 「国道2号等 神戸三宮駅前空間の事業計画」とりまとめ

令和2年4月 「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル整備事業」事業化

令和7年1月 事業者公募開始

令和9年12月 工事完了（予定）

○ 新バスターミナル（Ⅱ期）の事業化に向けた取組みの推進

- ・新たな中・長距離バスターミナルの整備効果を最大限発揮するため、新バスターミナル（Ⅱ期）の事業化に向けて連携した取組みを推進すること

○ 雲井通5・6丁目地区の再整備等に対する財政支援の継続

- ・雲井通5丁目地区の市街地再開発事業の遅滞のない安定的な事業推進、続く新バスターミナル（Ⅱ期）整備を含む雲井通6丁目北地区の再開発の円滑な事業化に必要な国際競争拠点都市整備事業等による財政支援を継続すること
- ・資材高騰等による工事費上昇の影響を大きく受けている雲井通5丁目地区の市街地再開発事業に対し、地権者の生活基盤等の確保のために遅滞なく事業が推進できるよう、防災・省エネまちづくり緊急促進事業（地域活性化タイプ）による財政支援を継続すること

（参考）【Ⅰ期・雲井通5丁目地区】

令和元年度 都市再生特別地区及び市街地再開発事業 都市計画決定

令和4年度 工事着手

令和9年12月 工事完了（予定）

【Ⅱ期・雲井通6丁目北地区】

令和5年度 市街地再開発準備組合設立、事業協力者決定

令和7年度 都市再生特別地区及び市街地再開発事業 都市計画決定（予定）

○ 「えき～まち空間」等の実現に向けた財政支援の継続

- ・「えき～まち空間」の核となる三宮クロススクエアの整備や、乗換動線強化や回遊性向上のための三宮駅周辺デッキ整備、新交通三宮駅改良事業、税関線の再整備、及びエリアマネジメント推進などに向けた、都市構造再編集中支援事業、まちなかウォークアブル推進事業、国際競争拠点都市整備事業による財政支援を継続すること

○ 優良建築物等整備事業にかかる財政支援の継続

- ・三宮周辺地区におけるにぎわい・回遊性の向上を図るため、官民で連携して進めている神戸市役所本庁舎2号館再整備事業を円滑に推進できるよう、優良建築物等整備事業にかかる財政支援を継続すること

○ 市街地再開発事業の認可等にかかる要件の緩和

- ・地権者の同意要件や耐火建築物の割合要件など、都市再開発法に基づく施行要件の緩和を行うこと

（参考）【認可にかかる同意要件】

現行：土地所有者、借地権者の数のそれぞれ2/3以上の同意、及び面積2/3以上の同意

【耐火建築物の割合要件】

現行：耐火建築物の建築面積または敷地面積が区域内の建築物の当該面積合計の1/3以下

- ・権利変換期日から価額確定までが5年を超える市街地再開発事業においても、権利者保護の観点から、従前権利者が権利変換によって取得する資産に対する地方税法上の不動産取得税の控除が適用されるよう扱うこと
- ・再開発会社施行における第一種市街地再開発事業を通じて、公益的な利用を目的に国または地方公共団体が保留床を取得する場合には、当該事業への影響を考慮して、再開発会社を介さずに当該資産を施設管理予定者が取得できるようにすること

3. 都心・三宮再整備等の推進

○ 税制支援制度の継続

・都市再生促進税制について、令和8年度以降も延長すること

(参考) 都市再生促進税制（民間都市再生事業に係る支援措置）

- ・概要：都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の区域内における都市開発事業が、国土交通大臣の認定を受けると、事業者による土地取得・建築物の整備や地権者の土地譲渡に対して、税制上の特例を適用できる
- ・対象税目：所得税・法人税、登録免許税（建物保存登記）、不動産取得税、固定資産税・都市計画税

・ウォークブル推進税制について、令和8年度以降も延長すること

(参考) ウォークブル推進税制

- ・概要：「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）にて、民間事業者等（土地所有者等）が、市町村による道路、公園等の公共施設の整備等と併せて民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合に、税の軽減措置を講じる制度
- ・対象税目：固定資産税、都市計画税

2) ウォーターフロント再整備に対する財政支援

○ 回遊性強化及び賑わい創出に必要な財政支援

- ・ウォーターフロントエリアの回遊性を強化し、インバウンド誘客などさらなる賑わい空間の創出を図るため、メリケンパークの緑化を含む高質空間の創出や京橋船だまりの再編、歩行者空間の再整備に対する財政支援を継続すること

(三宮周辺エリア図)



- 1) 都市局 都心再整備本部 都心再整備部長 清水 陽 078-984-0303
 2) 港湾局 ウォーターフロント再開発部 ウォーターフロント再開発推進課長 松浦 啓介 078-595-6305

6. 安全・安心なまちづくりの推進

6-2. くらしの安全・安心を守る取組みの推進

»内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

1) 市民生活・市内事業者に対する支援の拡充

○ 医療機関・社会福祉施設等の運営に対する支援

- ・エネルギー価格を含む物価高騰等を踏まえ、医療機関における診療報酬、介護・障害福祉サービス等の報酬、保育所の公定価格をはじめとする社会福祉施設等の給付費・措置費の算定方法について、情勢の変化に応じて適宜見直すとともに、必要な財政支援を行うこと

○ 経済活動の維持・地域経済の成長のための支援

- ・地域経済を支える市内事業者の事業継続のため、物価高騰等の全国的な課題に対して、引き続き、業種・業態、事業規模に応じた支援を行うこと
- ・米国関税措置により影響を受ける中堅・中小事業者に対し、資金繰り支援や設備投資支援を行うとともに、サプライチェーンにおいて適切な価格転嫁が阻害されないよう、価格転嫁・取引適正化対策を引き続き実施すること
- ・経営力強化や経営改善・事業再生等の様々な資金需要に対応するため、各種制度融資を拡充するとともに、保証利用時に必要な信用保証料に対する補助を拡充すること
- ・地域経済の持続的な成長や好循環の創出に向けて、中堅・中小事業者の賃上げや設備投資を促すため、DXの推進や新事業展開等の経営基盤の強化に対する支援を拡充すること

○ 地域の生活に必要な公共交通を維持するための財政支援

- ・燃油価格等の高騰に大きな影響を受ける公共交通事業者に対し、事業の維持・継続に必要な支援を引き続き行うこと

2) 公共施設の整備に対する財政措置

○ 公立病院の施設整備にかかる財政措置の拡充

- ・近年の資材高騰等建設コストの動向を踏まえ、公立病院の施設整備にかかる病院事業債の元利償還金に対する地方交付税措置算定における建築単価をさらに見直すこと

3) 空家等の活用及び適切管理の促進

○ 空家等対策に資する制度の改善

- ・ 相続登記義務化等の実効性を高めるとともに、所有者不明土地建物管理制度の活用によって生じた売却益を市町村に帰属させる制度を創設するなど、空家等対策に資する制度改善を行うこと

4) 重要インフラへのサイバー攻撃対策

○ 重要インフラへのサイバー攻撃対策強化に対する支援

- ・ サイバー攻撃に関するインシデント情報を迅速かつ詳細に提供するとともに、重大なインシデント発生時に高度セキュリティ人材を派遣する制度を創設すること
- ・ 医療機関等の重要インフラの対策強化に対する財政支援及び人材育成に対する支援を拡充すること

6. 安全・安心なまちづくりの推進

5) 水環境保全対策の推進

○ 有機フッ素化合物（PFOS・PFOA等）に対する総合的取組みの推進

- ・有機フッ素化合物（PFOS、PFOA、PFHxS）について、ヒトに対する毒性評価や農作物による吸収等についての調査研究を進め、その発生メカニズムを解明し、正しい情報を発信するとともに、環境基準、排水基準、食品の基準など、早急に全国一律の基準値を設定すること
- ・PFOS、PFOA、PFHxS以外の有機フッ素化合物についても、ヒトに対する毒性評価等を進め、規制対象にすべき物質を早急に選定するとともに、適切な分析方法を提示すること
- ・公共用水域等のモニタリングに対する財政支援を行うとともに、除去技術を確立すること

（参考）【令和7年度予算額】

環境省 : PFAS 対策推進費 1.89 億円

環境省 : 総 PFAS 対策等検討事業 0.5 億円

農林水産省：安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業のうち① 課題解決型プロジェクト研究ア持続可能な農林水産業推進とフードテック等の振興に対応した未来の食品安全プロジェクト 1.0 億円

1) 福祉局	暮らし支援課課長（保護担当）	石原 隆司	078-322-5201
福祉局	介護保険課長	中川 信一	078-322-6226
福祉局	障害者支援課長	黒田 尚宏	078-322-5229
健康局	部長（地域医療担当）	梅永 司	078-322-5253
こども家庭局	家庭支援課長	平川 公則	078-322-6348
こども家庭局	幼保振興課長	花房 新也	078-322-5212
経済観光局	経済政策課長	杉森 荘太	078-984-0323
経済観光局	経済政策課課長（企画担当）	藤井 俊介	078-984-0332
経済観光局	経済政策課課長（中小企業金融担当）	立石 智久	078-360-3205
都市局	交通政策課長	杉本 保男	078-595-6716
2) 健康局	地域医療課課長（病院等調整担当）	梶内 慶一	078-322-6674
3) 建築住宅局	建築指導部 部長（空家空地指導担当）	今井 政仁	078-595-6574
4) 危機管理局	危機対策課長	上月 崇生	078-322-6481
企画調整局	デジタル戦略部 課長（情報政策担当）	神木 与治	078-322-5040
健康局	部長（地域医療担当）	梅永 司	078-322-5253
5) 環境局	環境保全課長	梶原 大伸	078-595-6220
健康局	食品衛生課長	角村 勉	078-322-5272

その他項目

国家予算に対する提案・要望
令和 8 年 度 神 戸 市

1. まちの活力の創出

»文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、法務省

1) 公共交通機関の利用促進等の充実

○ 地域の玄関口である鉄道駅の魅力向上を図るための財政支援

- ・鉄道事業者と市が連携して実施する、沿線を活性化し利用者増につながる駅舎等の再整備に対して財政支援を行うこと

○ 地域内フィーダー系統に対する財政支援の拡充

- ・地域コミュニティ交通の維持・充実を図るため、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金による財政支援を拡充すること

2) 公園整備等の推進

○ 都市公園リノベーション及び都市緑化推進に対する財政支援の継続

- ・子育て支援や高齢社会に対応した都市公園ストックの再編に必要となる財政支援を継続すること
- ・自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進めるため、グリーンインフラ整備に必要となる財政支援を継続すること
- ・都心・三宮再整備事業において、都市の魅力を向上させ、神戸のシンボルとなる東遊園地の再整備への財政支援を継続すること

○ 国営明石海峡公園（神戸地区）の整備推進に対する事業費の確保

- ・国営明石海峡公園の神戸地区の整備は、隣接するしあわせの村とあわせて、経済・文化・教育・産業等各方面にわたる広範な波及効果が期待されており、残りの区域についても早期に供用が開始できるよう事業費を確保すること

3) 六甲山・摩耶山の活性化

○ 六甲・摩耶山上へのアクセス交通の維持・充実に対する財政支援の拡充及び柔軟な制度運用

- ・ 市街地からのアクセス交通（索道等）の維持・充実を図り、六甲山の活性化を進めるため、観光振興事業費補助金の対象を拡充するなど、財政支援を行うこと
- ・ 国立公園の保全と活用の観点を踏まえ、六甲山・摩耶山の市民利用の促進に資する索道の新設について、自然公園法による規制の柔軟な運用を行うこと

○ 国立公園六甲山の実情に応じた各種行為に対する許可基準の緩和

- ・ 六甲山における民間投資の促進を図るため、自然公園法による規制の緩和、実情を勘案した柔軟な運用を行うこと

4) 市街地整備の推進

○ 鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業に対する財政支援の継続

- ・ 駅前再開発事業により整備された鈴蘭台駅へのアクセス性の向上、通学路の安全確保、事業区域内の兵庫商業高校跡地を活かしたまちづくりを推進するため、土地区画整理事業の計画的かつ集中的な財政支援を引き続き行うこと

5) 駅周辺の活性化

○ 駅周辺のリノベーションに対する財政支援の継続

- ・ 都市ブランドを向上させ、人口誘引を図ることを目的に取り組んでいる駅周辺のリノベーションを推進するため、集中的な財政支援を引き続き行うこと

6) 空家等の活用及び適切管理の促進

- 相続登記義務化と住所等変更登記義務化の実効性を高める制度の拡充
 - ・市が把握する空家所有者等の情報提供をもって相続登記や住所等変更登記の申請義務を負う者に催告等を行うとともに、住所等変更登記について意思確認ができた場合は登記官による職権登記を行うこと
- 所有者不明土地建物管理制度、管理不全建物管理制度の改善
 - ・市町村長が所有者不明土地建物管理命令を請求した事件に関して、土地の売却によって管理人が供託した金銭を市町村に帰属させる制度を創設すること
 - ・管理人が借地上の建物を解体した事件に関して、土地所有者に対し、土地基本法第5条第2項の趣旨に基づき、適切な負担を求めることができる制度を創設すること
 - ・管理不全建物管理制度における所有者の同意が必要な処分行為の範囲を、建物全体の除却に限定する旨を明文化すること
- 行政代執行制度の改善
 - ・代執行の対象となる建物に残された有価動産・現金の取扱いを立法化すること
 - ・借地上の建物を代執行により除却した場合、土地所有者に対し、土地基本法第5条第2項の趣旨に基づき、適切な負担を求めることができる制度を創設すること
 - ・行政代執行に要した費用回収について、強制徴収に加えて民事執行手続きによる回収も選択できるよう制度を変更すること

7) 住宅政策の推進

○ 居住支援協議会に対する財政支援の拡充

- ・ 居住支援法人やその活動を支援する居住支援協議会の取組みが今後ますます重要となることから、財源となる居住支援協議会等活動支援事業については、今後も安定的に活動を行うために必要な財政支援を行うこと

○ 家賃債務保証料等の低廉化に係る補助の対象者の拡充

- ・ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、活用しやすい制度となるよう、入居者を補助対象とすること

○ マンション長寿命化促進税制にかかる対象要件の緩和

- ・ マンションの管理適正化及び管理計画認定制度の推進のため、マンション長寿命化促進税制の対象要件を緩和すること

8) 博物館・美術館・文化財を活用したまちづくり

○ 文化財の保存及び更なる活用に向けた財政支援の継続

- ・ 貴重な文化財が地域の誇りとなり、多様な人々が文化財の魅力を共有、協働し、永く継承することができる「まち」を実現するため、財政支援を継続すること

○ 博物館や文化財におけるインバウンド対策のための財政支援の拡充

- ・ 展示・解説の多言語化やV R／A R技術等も活用したデジタルコンテンツの導入を図るため、文化資源活用事業費補助金等を拡充すること

9) 産業団地整備の推進

○ 新たな産業団地の整備に対する財政支援の継続

- ・ 成長産業等の立地による雇用創出を通じた地域経済の活性化を促進するため、神戸複合産業団地南地区における新たな産業団地整備に対する財政支援を継続すること

